

宿泊施設等事業継続支援事業
三島市新型コロナウイルス対策事業継続支援給付金申請受付要項

(給付金の目的)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動自粛等により、経営に影響を強く受けている宿泊業に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く活用できる給付金を支給する。

(申請要件)

本給付金の支給対象者は、次の要件を全て満たす事業者とする。

1. 旅館業法に基づく許可を受け、三島市内において宿泊業を営む事業者。
※宿泊業とは、日本標準産業分類における中分類「75-宿泊業」のうち、小分類「751-旅館、ホテル」に該当する店舗・事業所とする。
簡易宿所、会社等の宿泊所、リゾートクラブ、住宅宿泊事業法に基づく民泊及び特区民泊は該当しない。
2. 現に三島市内に宿泊施設を有し、営業を行う宿泊業者であること。
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動自粛等により、経営に影響を受けていること。
 - ・2020年4月の売上高（三島市内の宿泊施設に係るものに限る。以下同じ。）が2019年の同月売上高を下回っていること。
 - ・2019年5月以降に開業した方は、2020年4月の売上高が開業月から2019年12月までの月平均売上高を下回っていること。
4. 市税の滞納がないこと。また、法人については、法人市民税の申告がされていること。
5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が三島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2条2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していないこと。このことについて、三島市が各機関に確認することに同意すること。

(支給額)

- ・2020年4月の売上高と前年同月売上高との差額（減少分）
※2019年5月以降に開業した方は、2020年4月の売上高と開業月から2019年12月までの月平均売上高の差額（減少分）
- ・1事業所 上限額40万円

(申請受付期間)

令和2年5月20日(水)から令和2年6月10日(水)まで

(申請書類)

1. 支援金支給申請書（様式1）
2. 三島市内の宿泊施設に係る売上高に関する資料
 - ・2019年4月の売上高が分かる書類（決算書、売上台帳、元帳等の写し）
 - ・2019年5月以降に開業した方は、開業月から2019年12月までの売上高(実績)が分かる書類（決算書、元帳、売上台帳等の写し）
3. 2020年4月分の三島市内の宿泊施設に係る売上高が分かる書類（売上台帳、元帳等の写し）
4. 同意書（様式2） ※市税滞納の有無を調べることにに関する同意
5. 営業許可証等の写し ※宿泊事業者であることがわかるもの
6. 誓約書（様式3）
7. 請求書（様式4）
8. 通帳のコピー（口座番号と口座名義人が記載されているページ）
上記（1）支援金支給申請書と（8）請求書に記載の代表者名及び口座名は、（6）営業許可証等の写しの氏名と一致させてください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(申請書類の入手方法)

次の方法にて、申請に必要な書類を入手することができます。

1. 三島商工会議所ウェブサイトからダウンロード
2. 三島商工会議所の窓口

(申請方法)

1. 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

令和2年6月10日(水)の消印有効です。

〈宛先〉

〒411-8644 三島市一番町2-29 三島商工会議所まちづくり課 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

2. 持参の場合

申請書類を、三島商工会議所までお持ちください。

※受付時間は9時00分から17時00分まで(土日は除く)

※印鑑が必要になる場合がありますので、印鑑(認印)をお持ちください

(支給の決定)

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金の支給を決定し、決定通知書により通知します。

(支給日)

決定通知書を発送後、申請者指定の口座に速やかに支給します。

(不当利得の返還)

申請者が虚偽またはその他不正な手段の申請により給付金の支給を受けた場合には、給付金の全額返還を求めるものとします。

(本給付金に関する問い合わせ先)

三島商工会議所まちづくり課

電 話 055-975-4441

受付時間 9時00分から17時00分(土、日、祝日を除く)